

高福第1997号
平成30年3月5日

受託事業者各位

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長

「無期転換ルール」等適切な労務管理の実施について（依頼）

日頃より、道行政の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、労働契約法（平成19年法律第128号）においては、同一の利用者との間で、期間の定めのある労働契約が5年を超えて反復継続された場合は、有期契約労働者（期間の定めのある労働契約を締結している労働者）の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（「無期転換ルール」）が規定されています。

無期転換ルールについては、平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に期間の定めのない労働契約への転換を申し込むことができる権利が発生すると見込まれますが、有期契約労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと懸念があります。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇い止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありませんし、また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇い止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

つきましては、次のリーフレット等を参照するなどして、道の委託業務等に従事する労働者の方々の適切な労務管理が図られるようお願いいたします。

記

- 1 「労働契約法改正のあらまし」パンフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/pamphlet.html

- 2 「適切な労務管理のポイント」パンフレット

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/roumukanrinopointo_1.pdf

- 3 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について」パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoukeiyaku01/dl/14.pdf>

（介護運営グループ）